

○飯塚市障がい者控除対象者認定要綱

平成24年4月11日

飯塚市告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条第1項第7号及び同条第2項第6号並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条第7号及び第7条の15の8第6号の規定により認定する障がい者及び特別障がい者(以下「障がい者」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 障がい者の認定は、市内に住所を有し、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている65歳以上の者を対象とする。

(申請)

第3条 障がい者の認定を受けようとする者(障がい者である納税義務者、障がい者の後見人又は障がい者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する納税義務者に限る。)は、申請書に対象者の介護保険被保険者証の写しを添えて、福祉事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 障がい者の認定は、対象者の日常生活の自立度等を基に、別表に掲げる基準により総合的に判断するものとする。

2 障がい者の認定は、障がい者控除を受ける所得の生じた年の12月31日(その年の中途において死亡したとき、又は出国したときには、その死亡又は出国のとき)における状況によって判断するものとする。

(認定書の交付等)

第5条 障がい者として認定するときは申請者に認定書を交付し、認定しないときは非該当通知書により申請者に通知するものとする。

2 認定書の有効期間は、障がい者としての事由の続く期間とし、障がい者としての事由に変更又は消滅が生じた場合は、申請者は速やかに所長にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定により交付する認定書は、所得税、市県民税の申告の際に使用するものとし、他の用途には使用できないものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成24年分所得税及び平成25年度市県民税に係る障がい者の認定から適用する。

別表(第4条関係)

障がい者・特別障がい者認定基準

認定区分	再区分	基準
障がい者	知的障がい者(軽度・中度) に準ずる。	認知症高齢者の日常生活自立度判定 ランク「Ⅱ」の者
	身体障がい者(3級～6級) に準ずる。	障がい高齢者の日常生活自立度判定 ランク「A2」の者
特別障がい者	知的障がい者(重度) に準ずる。	認知症高齢者の日常生活自立度判定 ランク「Ⅲ」「Ⅳ」「M」の者
	身体障がい者(1級・2級) に準ずる。	障がい高齢者の日常生活自立度判定 ランク「B」「C」の者

認定区分	ランク		日常生活自立度
障がい者	認知症高齢者	II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	障がい高齢者	A2	屋外での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
特別障がい者	認知症高齢者	III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
		IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
	障がい高齢者	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。
		C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。